

木造住宅耐震改修等補助事業

旧耐震基準の木造住宅
耐震改修・**建替**・**解体**
工事費用の一部を補助します！

1 補助金額

工事区分	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	解体工事
補助金額	工事費の23% 40万円 /戸限度	工事費の80% 114万円 /戸限度	工事費の80% 114万円 /戸限度	補助対象額の23% 96万円 /戸限度	
区域要件	居住誘導区域 外 にある住宅	居住誘導区域 内 にある住宅	居住誘導区域 内にある住宅	移転建替後の住宅は居住誘導区域内に限る	除却後、耐震性を有する住宅に居住すること

※ 申請前に工事を行った場合は、補助対象になりません。

2 対象となる住宅

在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法の木造住宅であって、次にあげる全てに該当する住宅が対象となります。

- 申請者が所有または居住しているものであること。
- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
- 建替え後の住宅は、居住誘導区域内に存すること。
- 現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。
- 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- 補助対象事業完了後も町内に居住する予定であること。
- 建築基準法に規定する、確認済証の交付を受けていること。

3 申請方法

府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書等に必要事項を記入のうえ
府中町建築課住宅係に持参してください。

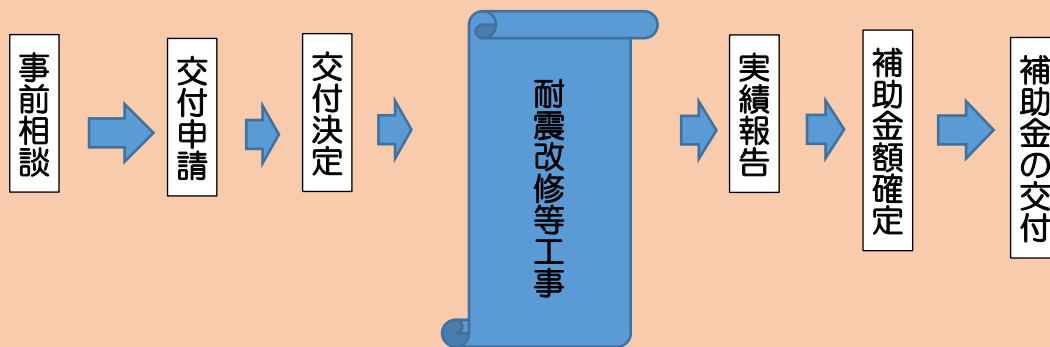
ホームページ

<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kennchikuka/8353.html>

※ 申請に関する要綱・様式は府中町のホームページから
ダウンロードできます。



4 申請から補助金交付までの流れ



※時期及び予算によっては、翌年度以降の補助金交付になることがあります。

5 その他

- 敷地内の危険なブロック塀は改善の必要があります。
- 制度の詳細はホームページをご覧ください。か建築課住宅係にお問い合わせください。

お問い合わせ



府中町建設部建築課住宅係

〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL : 082-286-3174

[受付 : 月~金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30~12:00 13:00~17:15]